

# 勝浦市農業委員会会議録

## ( 5月定例会 )

平成30年5月7日(月曜日)午後1時30分、勝浦市農業委員会を勝浦市役所(301会議室)に招集した。

1 出席委員は、9名でその氏名は次のとおりである。

1番 吉野茂子	2番 末吉光	3番 数金清美
4番 谷敏夫	5番 浅野香太郎	6番 佐藤衛
7番 藤江義博	8番 滝口裕都	9番 高旨粧一

2 職務のため出席した者の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 窪田正 書記 瀧口智大

3 議事日程は次のとおりである。

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

第3 報告

報告第1号 転用事実確認証明書の発行について

報告第2号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る事業計画書の提出について

第4 その他

○会長（高旨粧一） 皆さん、こんにちは。

農業委員の皆様方、特に水稻を経営しております方々につきましては、3月の中旬以降寒暖差の激しい日が続いた訳でございますが、4月の中旬以降は非常に天候に恵まれて、暑い日が続いたというようなことから、稲作農家の苗も順調に育った訳で、田植え作業等も例年に比べ1週間程度早まって作付されたのではないかと考えております。

特に大規模に作付されている農家を除いて、田植えも概ね終了されているように見受けられ、まずは一段落をされたのではないのでしょうか。

一方、田んぼ等を見渡すとこれから作付するのか、あるいは不作付地になってしまうのかという状況の田んぼもいくつか見受けられます。

従いまして、農業委員の皆様方につきましては、遊休農地を見つけましたら農地の所有者などにお話しいただきまして、長期間休耕するようであれば農地中管理機構に預けるか、または担い手等に話しをしてもらって、管内の遊休農地の発生防止に努めていただき、担当地区の農地の状況を把握していただければと思います。

○議長（高旨粧一会長） それでは本日の出席委員は9名中9名で定足数に達しておりますので、会議はここに成立をいたしました。

只今から、平成30年勝浦市農業委員会5月定例会を開催いたします。

本日の日程は、予めお手元に配布したとおりでございますので、これによってご承知を願います。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、勝浦市農業委員会会議規則第11条第3項の規定により、議長において、3番数金清美委員及び4番谷敏夫委員を指名いたします。

よろしく申し上げます。

日程第2、議案を上程いたします。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明します。

農地法第5条は、農地の転用のための権利移動の制限であり、農地を農地以外に転用する目的で権利を設定し又は移転しようとするものです。

資料の1ページから47ページまで一連の事業となっておりますので、一括してご説明いたします。

議案第1号、申請番号1番から47番、申請地は浜行川の田、81筆、52, 517平方メートル、畑13筆、6, 689平方メートルの合計94筆、59, 206平方メートル、太陽光発電施設に転用するための所有権移転及び賃借権の設定を目的とした申請であり、地権者は47者であります。

施設の概要は、パネル数85, 104枚、発電量30メガワットです。

転用の時期は許可日から平成32年3月30日で、資金計画は業者からの借り入れによるもので、融資証明により確認しております。

申請理由につきましては、譲受人、借受人は勝浦市の浜行川地先市有地活用事業プロポーザルにて採択された太陽光発電施設を建設するため、市有地及び民有地の計466筆を事業計画区域として開発しようとするものであり、譲渡人、貸付人は、所有地の有効活用ができるならば太陽光発電に協力したいとして申請がなされたものであります。

申請位置は、行川アイランド駅の●側、約●●●メートルから●●●メートルの位置となります。

なお、本件は農地面積3,000平方メートルを超える転用申請であることから常設審議会での審議が必要となる案件であり、また、農地面積4ヘクタールを超えるため大臣協議を伴う知事許可案件となりますことから、千葉県農地・農村振興課には事前に協議を行っていることを申し添えます。

以上で議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明を終わります。

○議長（高旨粧一会長） 職員の説明が終わりました。

続いて、地区担当委員から報告をお願いします。

議案第1号、申請番号1番から47番につきまして、一連の事業となっております。

8番滝口裕都委員をお願いします。

○8番（滝口裕都委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

4月23日、●●●●●●●●会社、代表社員である●●会社●●●の●●氏他と面談しました。

申請地は大部分が荒れており、一部が昨年まで耕作していた状態です。

今回、申請者は太陽光発電施設及び道路を建設したいとして申請に至ったとのこと。

許可要件につきましては、立地基準として第2種農地に該当し、排水については林地開発協議により調整池を設ける計画であり隣接農地への影響はないと思われま。

また、関係法令につきましては、森林法の林地開発申請のほか、道路法及び勝浦市法定外公共物管理条例が該当し、どちらも申請は済んでおります。

資金計画も妥当と思われることから、転用の実現性は確実であると認められます。

調査の結果、許可相当と判断いたしますので、皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（高旨粧一会長） これをもって、地区担当委員の報告を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

はい、吉野委員。

- 1番（吉野茂子委員） この太陽光発電施設のパネルの耐用年数というのは何年ですか。
- 事務局長（窪田正） まず、設置の計画としましては20年の収支計画を立てております。  
それで確認しましたところ、償却期間としましては、17年程度というところでございます。  
この太陽光発電施設が20年を経過した後の話ですが、計画の中にその時点で事業が終了するのであれば、撤去の予算も計上してあるというような訳で、引き続き太陽光パネルとして使っていくのであれば、継続していくための手続きがなされるという事でございます。
- 1番（吉野茂子委員） それでは、借受者は契約書等に事業が終了する際は撤去する旨の記載があるという事ですか。
- 事務局長（窪田正） それにつきましては、計画の中で用地自体を所有権移転という形で売却する方と賃借権という形で貸す方がいらっしゃいます。  
売られる方は所有権が変わりますが、賃借につきましては何年間の契約という形になっておりますので、その辺の事については約束されている部分でございます。
- 1番（吉野茂子委員） はい、ありがとうございます。
- 議長（高吉粧一会長） 他にご質疑ございませんか。  
はい、藤江委員。
- 7番（藤江義博委員） かなり前から測量の方はやっていたんですね。
- 事務局長（窪田正） 開発面積10,000平方メートル以上は林地開発協議が必要になるんですが、それを出すにあたり今回全体の面積が約50ヘクタールございますので、その中での測量は早い時期に行っております。
- 7番（藤江義博委員） わかりました。
- 議長（高吉粧一会長） 他にご質疑ございませんか。  
はい、吉野委員。
- 1番（吉野茂子委員） 質問というか意見なんですけれども、こちらが心配するのは、事業で太陽光パネルを設置したのはいいが、何十年か経過し、そのまま放置されて例えば空き家みたいに廃れていき、景観がすごく悪くなっていくということです。

今回の案件については、撤去についても計画されているのでいいのですが、私たちは事業計画が終了した後のことまで考えて審議しなければならないと思います。

○事務局長（窪田正） この事業につきましては、事業者から提出された申請書の資料の中に積立解体費というものが計上されておりますので、これはこの施設を撤去する際に必要になる経費となっております。

これが予算の中に含まれております。

○議長（高旨粧一会長） 他にご質疑ございませんか。

はい、数金委員。

○3番（数金清美委員） この地区については、山林が主になっていますが、山林については結構樹木が繁茂していると思われませんが、その樹木は伐採して山は整地するんですか。

平地にしてパネルを設置するのか、斜面にパネルを設置するのか。

それと、調整池の位置は示してありますか。

○事務局長（窪田正） まず山林の方ですが、切り土、盛り土を行う計画でございます。

土量については、約130万立法メートル出る予定でございます。

この土にいたしましては、低い部分の埋め立て等に使われる予定で、場内でバランスを取りますので、他からの土の搬入や他への搬出する土砂はございません。

まず、切る所と盛る所ですけれども、切り土の最大が施設の南側で約24メートル、一番盛る所で約14メートルを計画しております。

この盛り土部分がパネルを設置する所になりますが、進入路となる部分につきましては市道との接続部の山林を掘削し、低い部分に盛っていき、進入路を作るという計画でございます。こちら他からの搬入搬出はございません。

調整池につきましては、図面で見ますと周辺土地利用計画図の真ん中辺りに赤枠の囲みがありますけれども、これの左の隅に59,000立法メートルの調整池が計画されております。

この施設から出る水につきましては、雨水排水のみとなっております。この調整池で流量を抑制した後に河川の方への放流をということで、この放流される水については林地開発協議の河川協議の中で行われています。

以上です。

○3番（数金清美委員） パネルの周囲に緑地帯がありますよね。

この緑地帯の周囲にはU字溝などで集水し、それで調整池に流すような構造になるのでしょうか。

○事務局長（窪田正） おっしゃるとおりでございます。

施設の中の雨水をU字溝等の排水施設で集めて、調整池の中に一旦放流し、そこで流量を抑制した後、河川への放流という形になります。

林地開発協議の中で、造成森林や造成緑地、こういったものも造成される予定となっております。

そして、中で木を伐採した後に、それをチップ化する所でございますけれども、チップにつきましては場外へ搬出し処分という計画になっております。

以上です。

○3番（数金清美委員） はい、わかりました。

○議長（高吉粧一会長） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高吉粧一会長） 質疑なしとの声がありました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてを採決いたします。

議案第1号、申請番号1番から47番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当とし、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いた後に、知事に送付することに決定いたしました。

次に、議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

なお、申請番号3番につきましては、●番、●●●●委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事参与制限の対象となり、ご発言、採決ともにできませんので、ご了承願います。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明します。

勝浦市が定める農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条により、農業委員会の決定が条件とされていることから、勝浦市長より平成30年4月24日付けで決定を求められたものです。

このたびの5月定例会に諮るべき件数は、新規設定計画2件、3,707平方メートル、再設定計画1件、4,061平方メートル、合計3件、7,768平方メートルです。

資料の48ページをご覧ください。

申請番号1番、大森の畑1筆、770平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成30年6月1日から10ヶ年の新規設定です。

資料の49ページをご覧ください。

申請番号2番、宿戸の田、3筆、4,061平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、6月1日から6ヶ年の再設定です。

資料の50ページをご覧ください。

本件は、名木木戸地区ほ場整備事業を推進していくにあたり、千葉県農地中間管理機構と地権者において利用件を設定しようとするものであり、利用権の種類は賃借権であります。

この計画が承認されますと、計画に記載の農地については、千葉県農地中間管理機構との中間管理権が設定されることとなります。

これまで71件に賃借権を設定したところであり、その後の事務の進捗によりこの度の申請に至ったものであります。

申請番号3番、名木の農業用施設用地、2筆、2,937平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、6月1日から16ヶ年の新規設定です。

以上で説明を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 職員の内容説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高吉粧一会長） 質疑なしとの声がございました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

申請番号1番及び2番の計画につきまして、本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

続いて、申請番号3番の計画につきまして、本案は、原案のとおり決定することに賛成

の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、報告でございます。

報告第1号、転用事実確認証明書の発行について及び報告第2号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る事業計画書の提出について、事務局より報告を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） ご報告いたします。

はじめに、報告第1号、転用事実確認証明書の発行については、資料の51ページ及び52ページとなります。

このたびの5月定例会にご報告すべき当該証明書の願出件数は2件であり、転用完了につき転用事実確認証明書を発行し、工事完了報告書は県に進達いたしました。

次に、報告第2号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る事業計画書の提出については、資料53ページとなります。

このたびの5月定例会にご報告すべき当該件数は1件であります。

受付後、県へ送付いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（高旨粧一会長） 次に、日程第4、その他でございます。

委員の皆様からご発言がございましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高旨粧一会長） なしとの声ございましたので、日程第4、その他を終わります。

以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて議了されました。

これをもって、平成30年勝浦市農業委員会5月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。



(午後2時10分 閉会)

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成30年5月7日

議長(会長)

---

署名委員

---

署名委員

---